

鹿沼地区

難病患者さんにご家族の サポートブック



栃木県県西健康福祉センター

はじめに

難病は疾病の希少性や症状の多様性があり、療養生活が長期に渡ることなどから、患者さんや御家族には様々な不安や悩みがあるかと思えます。このサポートブックは、難病患者さんとその御家族が安心して療養生活を送れるよう、医療費助成制度をはじめとする各種制度やサービス、相談窓口等を紹介するものです。お困りのことに応じて、患者さんや御家族が必要な支援や制度につながるための手引きとして御活用いただければ幸いです。

※掲載情報については、令和2年10月1日時点のものです。また、掲載内容は概要です。制度等の詳しい内容は各窓口に御確認ください。

難病とは

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」)では、難病について、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義しています。

そのうち、医療費助成の対象疾患を「指定難病」と言います。指定難病の詳細については、難病情報センターホームページ (URL <https://www.nanbyou.or.jp/>) を御参照ください。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)では、難病患者も「障害者」として規定され、対象疾患の要件が難病法とは別に定められています。対象者は身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。障害福祉サービスの対象疾患については、厚生労働省ホームページを御参照ください。(URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hani/index.html)

※「障がい」の表記について

本冊子では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則的にひらがなで表記することとし、「障がい」と表記しました。ただし、固有名詞などは漢字で表記しています。

目次

	ページ
1 経済的な支援制度	
(1) 医療費助成制度	
○特定医療費(指定難病)助成制度	3
○一般特定疾患治療研究事業、重度心身障害者医療費助成制度	4
(2) 年金や各種手当等	
○各種手当・障害年金等	5～6
○生活困窮者自立支援制度、生活保護	6
2 難病患者さんが利用できるサービス	7
(1) 介護保険サービス等	
○介護保険サービス	8～9
○介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、 介護保険以外の高齢者向け在宅福祉サービス	10
(2) 障害福祉サービス等	
○障害福祉サービス	11
○身体障害者手帳、補装具費の支給	12
○日常生活用具給付事業	13
○移動支援事業	14
【介護者の休息に活用できるサービス】	14
【外出や通院に活用できるサービス】	15
3 在宅療養の支援	
(1) 療養のための医療・看護等について	
○訪問診療・往診、訪問歯科診療、訪問看護	16～18
○訪問薬剤管理指導、栄養相談	19
○病院等の退院支援・医療相談部門、ケアマネジャー、相談支援専門員	20～21
【支援者向け 在宅医療・介護連携相談窓口】	21
(2) リハビリテーションについて	
○通院・通所・訪問リハビリテーション	21～22
【支援者向け 住宅改修・福祉用具相談】	23
【コミュニケーションの支援】	23
(3) 医療的ケアが必要な方を対象とした制度	
○レスパイト入院、一時入院支援事業、介助人派遣事業、 在宅人工呼吸器使用患者支援事業	24
4 災害時・緊急時の備え	
(1) 災害時の備え	25～26
(2) 緊急時の備え	27
5 就労支援	28
6 患者会・家族会	29
7 相談窓口	30

1 経済的な支援制度

(1) 医療費助成制度

特定医療費(指定難病)助成制度

<内容>

指定難病の治療に係る医療費等の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。医療費の負担割合が3割負担の方は2割負担になります。(従来から1～2割負担の患者さんの負担割合は変わりません。)

申請時に記載した医療機関・院外薬局・訪問看護ステーションにおいて、認定された指定難病に対する医療費のうち、市町村民税の課税額に応じた自己負担上限額を超える額を公費で負担します。

○公費負担の対象範囲

医療	都道府県が指定した指定医療機関(病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション)で受けた指定難病についての診察・検査・治療・看護等の費用、医療費、薬剤費、訪問看護費など(保険適用のものに限る)
介護	訪問看護、訪問リハビリテーション(医療機関が行うものに限る)、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス
公費負担の対象とならないもの	受給者証に記載されていない医療機関での治療、認定された指定難病以外の疾患の治療、差額ベッド代、文書料、保険診療外の自己負担、無保険での治療、治療用装具代、はり、灸、あんま、マッサージの費用、医療機関・施設までの交通費・移送費

○月額自己負担上限額

医療保険における世帯の市民税の所得割額に応じて0円～30,000円に設定されます。認定を受けた後に、指定難病にかかる医療費総額(10割分)が50,000円を超える月が年間6回以上ある場合や、人工呼吸器・体外式補助人工心臓を装着した場合は、申請により月額の医療費の自己負担が軽減されます。

○申請から結果の通知まで

①申請	申請に必要な書類をすべてそろえて県西健康福祉センターに申請した日が、公費負担の開始日になります。
②審査	栃木県庁で審査会が実施され、制度の対象になるか否かが審査されます。
③結果の通知	認定の場合は「受給者証」、認定にならない場合はその旨が通知されます。

※受付から審査結果が出るまでは、通常2～3か月の期間がかかります。

<対象者>以下の項目を全て満たす方

- ① 栃木県内に住所がある方(県西健康福祉センターで申請できるのは鹿沼市内に住所がある方です)
- ② 国の指定する疾患(指定難病)に罹患しており、疾患ごとの重症度分類の程度を満たしていること、又は重症度分類の程度は満たさないものの同一の月に受けた指定難病に係る医療について、33,330円を超えた月数が申請を行った日の属する月以前の12ヶ月以内に既に3ヶ月以上ある方
- ③ 公的医療健康保険に加入している方又は生活保護を受給している方

<窓口> 県西健康福祉センター TEL0289-62-6225

一般特定疾患治療研究事業

<内容>

「難病法」の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされていた疾患のうち、難病法で指定難病に指定されなかった疾患について、対象疾患及び当該疾患に付随して発現する疾病に対する治療の費用を助成します。

<対象疾患>

- ① スモン
- ② プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)
- ③ 難治性の肝炎のうち劇症肝炎(更新のみ、新規受付不可)
- ④ 重症急性膵炎(更新のみ、新規受付不可)

<窓口>

県西健康福祉センター TEL 0289-62-6225

重度心身障害者医療費助成制度

<内容>

心身に重度の障害のある方が病院等で診療を受けた時に支払う保険診療費の自己負担分を助成しています。(※入院などにおける食事療養費等については自己負担となります。)

	鹿沼市内の医療機関		鹿沼市外の医療機関
	医科・薬局	歯科・整体・整骨院等・訪問看護	
65歳未満の方	現物給付	償還払い	
65歳以上の方	償還払い		

<対象者>

- ・身体障害者手帳1・2級又は同程度の障害のある方
- ・療育手帳のA1・A2又は知能指数が35以下と判定された方
- ・身体障害者手帳3・4級及び同程度の障害であって、療育手帳がB1又は知能指数が50以下と判定された障害を重複している方

<窓口>

鹿沼市障がい福祉課 TEL 0289-63-2127



(2) 年金や各種手当等

名称	対象・内容		窓口
特定疾患者福祉手当	特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている方	支給月額 4,000円	鹿沼市 障がい福祉課
特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある方、又は、重複する障害を有する方で、20歳以上の在宅の方 ① 身体障害者手帳1・2級程度の異なる障害が重複している方 ② 身体障害者手帳1・2級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複している方 ③ 身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方	支給月額 27,350円 (毎年4月に改定) ※所得制限あり	0289-63-2176
特別児童扶養手当	心身に中等度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している父母等 1級 ①身体障害者手帳1・2級と3級の一部の児童 ②療育手帳A1・A2の児童 2級 ①身体障害者手帳3・4級の一部の児童 ②療育手帳B1の児童 ③上記と同程度の障害があると認められた児童	支給月額 1級 52,500円 2級 34,970円 (毎年4月に改定) ※所得制限・その他除外要件あり	
障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい児(20歳未満) ① 身体障害者手帳1・2級の一部の方 ② 最重度の知的障害のある方 ③ 身体又は精神に前記と同程度の障害・疾病等のある方	支給月額 14,880円 (毎年4月に改定) ※所得制限あり	
重度心身障害者福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする重度の障害児・者で、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していない方	支給月額 3,000円	
障害年金	・国民年金又は厚生年金等に加入し、障害等級1・2級(障害厚生年金については3級も含む)に該当する程度の障害の状態になった方 ・保険料の納付についての条件を満たす方	支給月額 年金の種類、等級 によって異なる	鹿沼市 保険年金課 0289-63-2125 宇都宮西 年金事務所 028-622-4281

傷病手当金	健康保険に加入している方で、病気やけがのために働くことができず、連続して3日以上勤めを休んでいる方 ※ただし、事業主から傷病手当金より多い報酬額の支給を受けた場合は支給されません	1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額	加入する健康保険の申請窓口
介護手当	基準日において、以下の全てに当てはまる方 ・65歳以上 ・要介護4・5の認定を受けている ・基準日の6か月以上前から引き続き鹿沼市内に住所がある ・居宅で日常生活の介護を受けている高齢者	支給月額 3,000円	鹿沼市 高齢福祉課 0289-63-2288
紙オムツ引換券	以下の全てに当てはまる方 ・満60歳以上 ・要介護2～5の認定を受けている ・ねたきり・認知症等により常時紙オムツを使用している ・介護保険が適用になる施設に入所していない ※上記に該当しない場合でも、障害者手帳をお持ちの方で、医師の意見書により常時オムツが必要であることが認められる場合は、紙オムツの給付を受けられる可能性があります。(日常生活用具等給付事業 P13参照)	支給月額 2,000円相当分	

生活困窮者自立支援制度

<内容>

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、困り事に関わる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援を行うものです。

<窓口>

生活・相談支援センター（市役所内） TEL 0289-63-2167

生活保護

<内容>

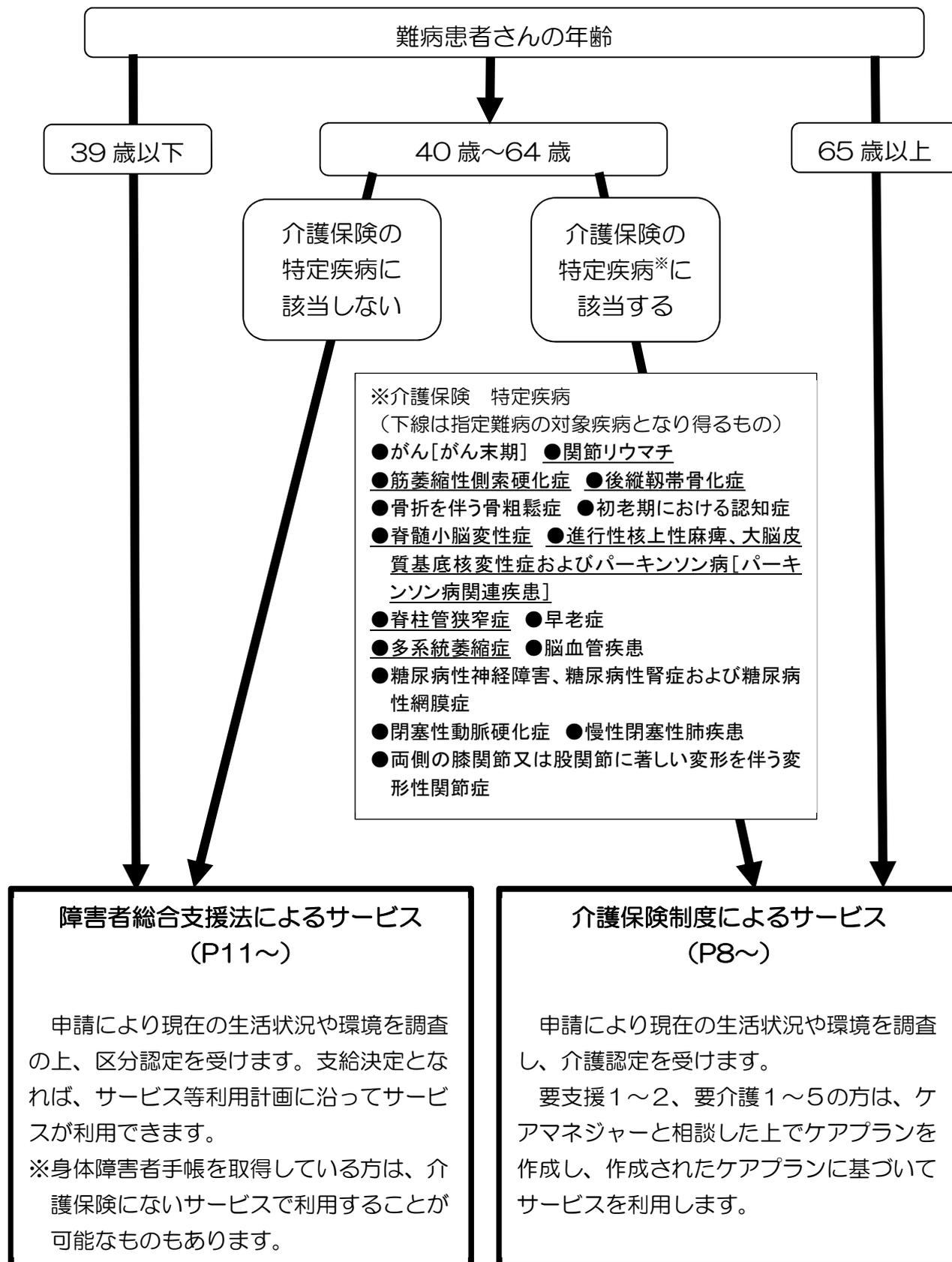
生活に困っている方々に対し、その状況に応じて必要な保護を行う制度です。働く能力、預貯金・不動産などの資産、他の法律による年金・手当などの給付、その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用することを要件として行われ、親・子・兄弟姉妹等からの援助を優先することとされています。

<窓口>

鹿沼市福祉事務所 TEL 0289-63-2173

2 難病患者さんが利用できるサービス

年齢や診断名によって、利用できるサービスが異なります。以下の図で確認してみましょう。

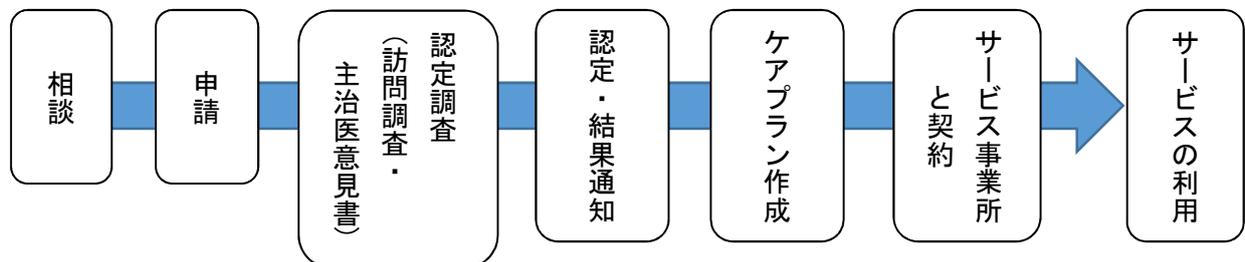


(1) 介護保険サービス

<対象者>

	年齢	対象要件
第1号 被保険者	65歳以上	① 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方 ② 常時の介護までは必要ないが、家事や身支度等、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方
第2号 被保険者	40歳以上 65歳未満	下記の病気により介護や日常生活の支援が必要となった場合に認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。 <特定疾病の対象となる方> ※下線の特定疾病は指定難病の対象疾病となり得るもの ●がん [がん末期] ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 [パーキンソン病関連疾患] ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●脳血管疾患 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

<利用までの流れ>



<窓口>

申請・相談窓口	担当地区	電話番号
鹿沼市介護保険課		0289-63-2283
高齢者支援センター 鹿沼	市内全域 (統括)	0289-63-2175
高齢者支援センター 東	東部地区・北犬飼地区	0289-63-6559
高齢者支援センター 東部台	東部台地区・北部地区	0289-74-7337
高齢者支援センター 北	菊沢地区・板荷地区	0289-62-9688
高齢者支援センター 中央	中央地区・東大芦地区・ 西大芦地区・加蘇地区	0289-64-7236
高齢者支援センター 南	北押原地区・南押原地区	0289-60-2000
高齢者支援センター 西	南摩地区・粟野地区・ 粕尾地区・永野地区・ 清洲地区	0289-85-1061

<主な介護サービスの種類と内容>

※市内の介護サービス事業所一覧は、鹿沼市ホームページを御参照ください。

○介護(介護予防)サービス計画等の作成

介護予防支援・ 居宅介護支援	介護保険の申請や介護保険サービスの計画、サービスの手配を行います。
-------------------	-----------------------------------

○家庭を訪問するサービス

訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。 また、通院などを目的とした通院等乗降介助を行います。
(介護予防)訪問看護	看護師などが自宅を訪問して、かかりつけの医師と連絡を取りながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。(詳細はP17参照)
(介護予防)訪問入浴 介護	自宅での入浴が困難な方に、移動入浴車で訪問して、入浴の介助を行います。
(介護予防)訪問リハ ビリテーション	理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。
(介護予防)居宅療養 管理指導	医師、歯科医師、薬剤師が訪問して要介護・要支援認定を受けた方やその家族に介護方法等の指導や助言・情報提供を行います。また、通院が困難な方に対して療養上の指導を行います。

○日帰りのサービス

通所介護 ～デイサービス～	デイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事の提供、日常生活上の世話、レクリエーションなどを行います。
(介護予防)通所リハ ビリテーション ～デイケア～	介護老人保健施設などの施設へ通い、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。 また、入浴や食事の提供、レクリエーションなども行います。



○短期入所サービス

(介護予防)短期入所生活 介護・短期入所療養介護 ～ショートステイ～	介護者が不在のときや介護する方の負担を軽減するために、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設へ短期間入所し、入浴、排泄、食事などの介助や日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを受けます。
--	---

○その他のサービス

住宅改修費の支給	廊下や階段に手すりを取り付ける、段差を解消する等、工事を伴う軽易な改修に対して限度額内で費用を支給します。
福祉用具貸与・販売	車いすや特殊寝台など日常生活の自立を助ける用具を貸与します。入浴や排泄に用いる用具については、購入費を限度額内で支給します。
(介護予防)特定施設 入所者生活介護	有料老人ホーム等に入居している方に、食事や入浴、排泄の介助等のサービスを行います。

○介護保険施設入所サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	施設や医療機関で療養している方に、入浴、排泄、食事等の介助や日常生活の世話、更に医療機関では、リハビリテーション等のサービスを行います。
介護老人保健施設(老人保健施設)	
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	
介護医療院	
介護療養型医療施設	

介護予防・生活支援サービス事業

- <対象者> ①要支援1・2の方
 ②基本チェックリストにより、事業対象者と判定された方
- <内容> 介護予防ケアマネジメント(ケアプランの作成)を実施の上、訪問型サービスや通所型サービスを利用できます。
- <窓口> お住まいの地域の高齢者支援センター(P8参照)

一般介護予防事業

- <対象者> 65歳以上のすべての方
- <内容> 介護予防のための各種教室等を開催しています。
- <窓口> お住まいの地域の高齢者支援センター(P8参照)

介護保険以外の高齢者向け在宅福祉サービス

	内容	対象者 以下の全てに当てはまる方
配食サービス	必要と認められた方に対して栄養バランスのとれた食事を届け、安否を確認します。 (1食400円)	(1)65歳以上、(2)一人暮らしや高齢者のみの世帯、又は高齢者と障がい者のみの世帯、(3)要介護状態にあり、自分で食事の調理ができない方又は困難な方
くらしのお手伝い券	一人暮らしや高齢者のみの世帯の方が在宅で自立した生活を送るために、介護保険で受けられない日常生活のお手伝い(大物の洗濯、草むしり、大掃除等)をします。 市が指定した事業所で使える利用券を1か月につき3時間分交付します。(1時間あたり200円 ※材料費がかかる場合は別途本人負担)	(1)65歳以上、(2)市民税が非課税の世帯、(3)同一敷地内の親族の世帯がない、一人暮らし又は高齢者のみの世帯、(4)本人か同居者が要介護(要支援)認定者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者
日常生活用具の給付	日常生活の安全を図り、自立した生活を送るための生活用具(排泄機器、入浴機器、歩行支援用具、事故防止機器)を給付します。 所得により利用者負担があります。	(1)65歳以上、(2)一人暮らし又は高齢者のみの世帯、(3)要介護認定により非該当と判定された方

<窓口> 鹿沼市高齢福祉課 TEL0289-63-2288

(2) 障害福祉サービス

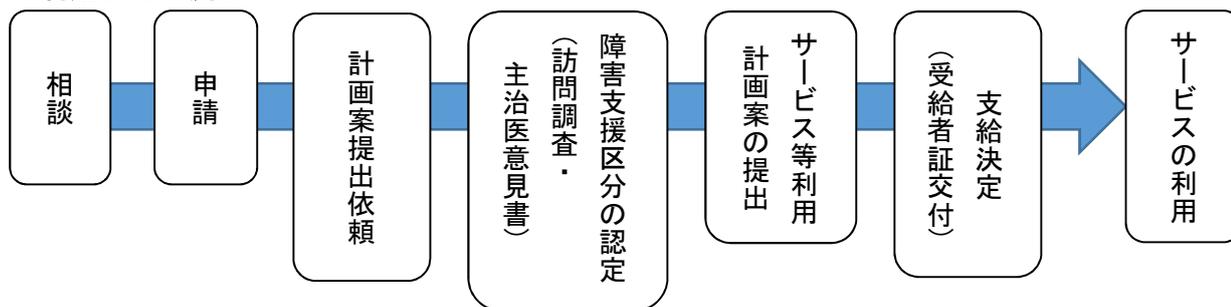
<対象者>

国が指定する難病等(障害者総合支援法の対象となる 361 疾患)に該当する方

※一部のサービスでは、障害者手帳や障害支援区分の認定が必要です。

※65 歳以上(40 歳以上で第 2 号被保険者該当)の方は介護保険サービスが優先されますが、介護保険制度にないサービスについては利用が可能です。

<利用までの流れ>



<窓口>

鹿沼市障がい福祉課 TEL 0289-63-2176

鹿沼市障がい者相談支援センター-PL0W(プラウ) TEL 0289-60-2588

※市内のサービス事業所一覧は、鹿沼市「障がい福祉の手引き」を御参照ください。

<主なサービス(介護給付)の種類と内容>

★は介護保険制度でのサービス利用が優先されます。

居宅介護 (ホームヘルプ)★	居宅において、入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談、援助を行います。 また、通院などを目的とした通院等介助、乗降介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者又は精神障害者で常に介護を必要とする障害者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者等に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等の支援などを行います。
短期入所★ (ショートステイ)	居宅で介護を行う家族が病気等で介護ができない場合に、入所施設において短期間、入浴、排泄、食事の介助等を行います。

生活介護	常に介護を必要とする方に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴・排泄・食事の介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供などを行います。
療養介護	主に昼間に病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を提供します。
施設入所支援	主に夜間において、入浴・排泄・食事の介護、生活等に関する相談や助言等の支援を行います。

身体障害者手帳

<内容>

身体障害者手帳(1級から6級)を所持することにより、障害の程度等に応じて様々な障害福祉制度を利用することができます。指定医の診断書・意見書が必要です。

<対象者>

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

<窓口>

鹿沼市障がい福祉課 TEL0289-63-2176

補装具費の支給

<内容>

身体に障害のある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために、補装具費の支給を行っています。

<対象者>

身体障害者手帳所持者や難病の方など日常的に補装具を必要とする方で、本人又は世帯員の市民税所得割額が46万円未満の方

○補装具の種目

区分	種目
視覚障害者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器
肢体不自由者	義手、義足、装具、座位保持装置、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
難病患者等	上記全ての種目

※介護保険と重複する種目については、介護保険が優先となります。

<窓口>

鹿沼市障がい福祉課 TEL0289-63-2127



日常生活用具給付事業

<内容>

在宅の身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活をしやすくするため、日常生活用具を給付・貸与します。ただし、障がいの部位・程度・年齢により決定されますので、詳細についてはお問合せください。

※介護保険と重複する種目については、介護保険が優先となります。

○難病患者を対象とする日常生活用具

種目	対象者
便器・手すり	常時介助を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者
車いす(電動・非電動)	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいのある者
意思伝達装置	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経系疾患患者であって、コミュニケーションの手段として必要があると認められる者
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者
居宅生活補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者
特殊便器	上肢機能に障がいのある者
整形靴	下肢の障がいで整形靴の使用が必要な者
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者

※身体障害者手帳をお持ちの方は、この他に障害種別や等級に応じて利用できる種目(紙おむつ、携帯用会話補助装置など)があります。

<窓口> 鹿沼市障がい福祉課 TEL 0289-63-2127

移動支援事業

<内容>

屋外での移動が困難な重度の障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

費用負担は原則1割負担で、収入等により月額負担上限額が設定されます。

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出移動の際の支援を対象とし、通勤・営業などの経済的活動、通学などの長期にわたる支援等は対象としません。

<対象者>

外出時に移動の支援が必要と認められる障害者手帳を所持する重度の障がいをお持ちの方

<窓口>

鹿沼市障がい福祉課 TEL0289-63-2176



介護者の休息に活用できるサービス

	介護保険サービス	障害福祉サービス
①施設に日中通う	デイサービス、デイケア	生活介護等
②施設に宿泊する	短期入所	短期入所
③自宅に支援者が訪問する	ヘルパー、訪問看護、訪問入浴等	ヘルパー

※利用できるサービスについては、担当のケアマネジャー又は相談支援専門員に御相談ください。





外出や通院に活用できるサービス

○おもいやり駐車スペース

<内容>

障がいや病気等により、外出時に配慮を要する方や紫外線などを避ける必要がある方が優先的に駐車場を利用できるように利用証を交付しています。

特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は対象となります。

<窓口> 県西健康福祉センター、鹿沼市障がい福祉課、子育て支援課、介護保険課、各コミュニティセンター



○車いすの貸出し

<内容>

病気やけがなどにより一時的に車いすを必要とする方に、3か月以内に限り無料で貸出しを行っています。

<窓口>

鹿沼市社会福祉協議会 TEL0289-65-5191

○タクシー券の配布

<内容>

重度の心身障がい児・者に対し、タクシー券を配布することにより料金の一部を助成します。

※自動車税又は軽自動車税の減免制度との選択制になっています。

※栗野地区においては、タクシー券、移送サービス又は自動車税の減免制度のいずれかの選択制になっています。

<対象者> 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の等級が1級・2級の方
- ② 療育手帳の程度がA1・A2の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級・2級の方

<窓口>

鹿沼市障がい福祉課 TEL0289-63-2176

○通院等乗降介助・通院等介助(介護保険・障害福祉サービス) P9・P11 参照

○移動支援事業(障害福祉サービス) P14 参照

○同行援護・行動援護(障害福祉サービス) P11 参照

3 在宅療養の支援

(1) 療養のための医療・看護等について

在宅で療養している難病患者さんや御家族には、多くの支援者や支援機関が関わり、それぞれの役割を担っています。



○訪問診療・往診 介護保険、医療保険対応

様々な原因で病院や診療所への通院が難しくなった時に自宅などの生活の場※に医師が訪問し診察や治療、処置など病気の診療を行います。訪問看護師や介護の専門家がチームを組んで支援をします。

※生活の場…自宅以外に、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、グループホームなども含む

<内容>

全身状態の診察、薬の処方、点滴、中心静脈栄養や経管栄養、床ずれなどの処置、酸素療法や人工呼吸器の管理等の医療処置、血液検査や心電図等の必要な検査 など

<訪問診療と往診の違い>

訪問診療	(緊急)往診
あらかじめ決められた曜日、時間に定期的に訪問し診療や治療、薬の処方、療養相談等を行う。	容体の変化や悪化により、患者さんや家族又は訪問看護師等の要請により臨時訪問を行う。

<相談窓口>

かかりつけ医師(かかりつけ医が在宅医療を実施していない場合もあるため、詳しくは各医療機関へお問い合わせください。)

○訪問歯科診療 介護保険・医療保険対応

在宅で療養中の方や施設に入所中の方で歯科診療所への通院が困難な方を対象に、歯科医師や歯科衛生士が自宅や施設等に訪問し治療やケアを行います。

<相談窓口> かかりつけ歯科医師、又は下記へ御相談ください。

鹿沼市在宅要介護高齢者等歯科保健推進事業

<内容> 歯科医師等が訪問して行う義歯の調整、歯周病・むし歯の応急処置等

<対象者> 下記項目をすべて満たす方

①鹿沼市在住の方 ②おおむね 65 歳以上の方

③在宅で要介護状態の方(おおむね要介護 4 以上、通院困難な方) ※施設入所の方は対象外

<窓口> 鹿沼市 健康課 市民健康係 TEL0289-63-8312

とちぎ歯の健康センター

住所 宇都宮市一の沢 2-2-5 TEL028-648-6480(代表) 028-648-6472(診療予約)

月曜日～金曜日 9 時～17 時(土日祝日、年末年始を除く)

<内容> 心身に障がいを持つ方々のための歯科診療や相談指導業務を行っています。

センター内にある「とちぎ在宅歯科医療連携室」(TEL028-648-0750)では、かかりつけ医がない、分からないという方を対象に、通院困難な患者さんの御自宅に訪問し歯科診療を行う歯科医院の紹介や、病院や施設等からの相談も受け付けています。

○訪問看護

介護保険・医療保険対応

在宅でも安心して療養生活が送れるよう、訪問看護師等がかかりつけの医師と連携のもとに、看護等のサービスを提供し、心身の機能の回復を支援します。

<訪問看護師の役割>

サービス内容	
◆療養生活の相談・支援 食事や運動、口腔ケア、排泄のケア等の様々な療養上の助言を行い健康状態の維持・改善を図る。	◆病状や健康状態の管理と看護 体温や脈拍、血圧、呼吸状態などをチェックし、状態に応じた助言と予防的支援を行う。
◆医療処置・治療上の看護 医師の指示による医療処置(吸引、吸入、点滴、経管栄養等)や服薬指導、在宅酸素療法や人工呼吸器、気管カニューレ等の管理や緊急時の対応を行う。	◆療養環境の調整 福祉用具や住宅改修の助言、居室の安全確保の助言、医療用品の手配、医療機器の配置の確認や助言などを行う。
◆リハビリテーション 運動機能の回復や維持、低下予防、関節拘縮(関節の動きが悪くなる)の予防、飲み込む機能の回復や維持、低下予防の助言や指導を行う。	◆地域の社会資源の活用 保健、医療、福祉の制度やサービスの使い方の助言、各サービス提供機関との連絡や調整を行う。
◆精神・心理的な看護	◆家族の相談と支援 介護方法の指導のほか、様々な相談対応を行う。
◆終末期ケア 看取りの看護・苦痛の緩和	

<利用方法>

本人の年齢や疾患によって介護保険又は医療保険制度で利用できます。どちらの場合でも、医師の訪問看護指示書が必要です。

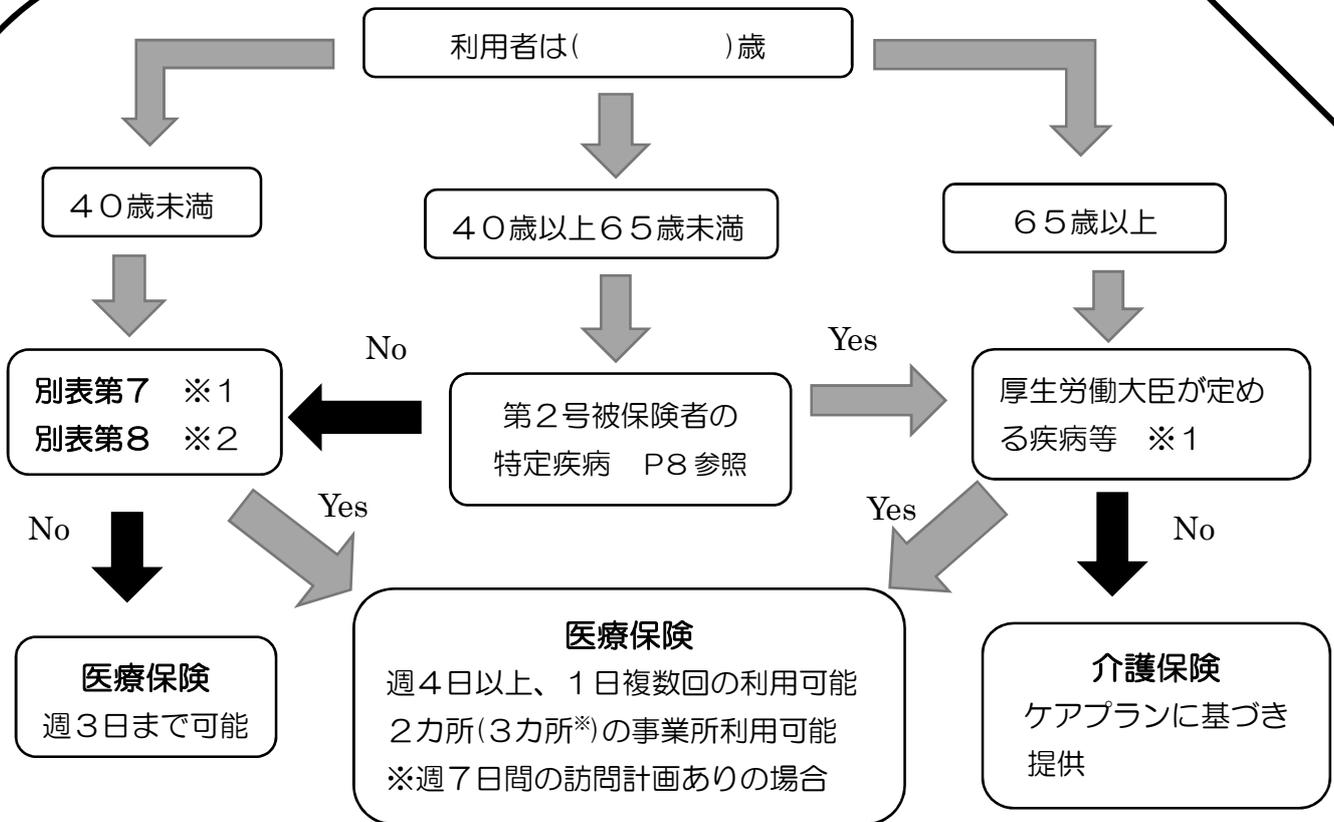
<相談窓口>

介護保険で利用する場合	居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)、高齢者支援センター(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど)
医療保険で利用する場合	かかりつけ医、医療機関の相談員、訪問看護ステーション等





難病にかかる訪問看護の制度～介護保険と医療保険どちらを使うの？～



※1 別表第7 厚生労働大臣が定める疾病等
(下線は指定難病)

- ・末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症 ・重症筋無力症
- ・スモン ・筋萎縮性側索硬化症 ・脊髄小脳変性症
- ・ハンチントン病 ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上、生活機能障害度が2度又は3度のものに限る)
- ・多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) ・プリオン病
- ・亜急性硬化性全脳炎 ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症 ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・後天性免疫不全症候群 ・頸椎損傷
- ・人工呼吸器を使用している状態(在宅人工呼吸器管理指導料を算定している)

※2 別表第8 在宅患者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧患者指導管理を受けている者
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ④真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

○訪問薬剤管理指導(薬剤師) 介護保険・医療保険対応

薬剤師が患者さんの自宅などに訪問し、薬の管理や服薬のサポートを行います。医師や訪問看護師、ケアマネジャー等と連携しチーム医療により患者の健康管理を行います。



<対象者>

①②③のすべての項目に当てはまる方が対象です。

- ①訪問サービスが必要であると医師が認め、薬剤師に対して訪問指示がある
- ②利用に対し患者(家族)の同意がある
- ③通院来局が困難(歩行困難、認知機能の低下などで介助が必要など)で、自宅での薬の使用や管理に不安がある

<薬剤師の役割>

サービス内容	
◆飲み方の工夫への助言 飲み忘れを防ぐために分包したり、飲みやすい製剤への変更の提案、飲み合わせの確認を行う	◆薬の効果や副作用の確認 手の震えが出た、便秘になった等体調の変化がある場合に副作用の可能性がないかチェックする
◆残薬調整や受診日のコントロール 多科受診している方の残薬調整や受診日調整の提案を行う	◆終末期医療での役割 疼痛コントロールや外来化学療法への対応、点滴など無菌調整剤の供給を行う
◆衛生材料の供給 ガーゼやドレッシング材(皮膚創部の被覆材)など介護用品の相談への対応を行う	◆かかりつけ薬局の利用を推進 薬をひとつの薬局で管理することにより、重複投与を防いだり、相互作用のチェックを行う

<相談窓口>

かかりつけ医師、かかりつけ薬局の薬剤師、ケアマネジャー等

○栄養相談(管理栄養士)

加齢や病気の進行の影響で、噛む力や飲み込む力の低下、食事量の不足などによって栄養状態が悪くなり、免疫力や気力の低下、誤嚥の危険性が高まります。栄養相談では管理栄養士が患者さんの状態に合わせて食品の選び方や調理の方法などの食事上の注意点や栄養状態改善へのアドバイスをを行います。

<管理栄養士の役割>

◆ 身体計測	◆ 食事摂取量や栄養状態のチェック	◆ 疾患に対する食事、食形態などの指導
◆ 食習慣に合わせたメニューの提案	◆ 調理指導(ヘルパーや家族へも可)	
◆ 栄養補助食品の使用法の説明	◆ 簡単にできる介護食の紹介	◆ 食欲のない方へのアプローチ

相談方法	内容	相談窓口
医療機関での栄養相談 医療保険	主治医の指示を受け、入院・外来で食生活相談・指導を行う	主治医 担当看護師 医療機関の管理栄養士 等
訪問栄養食事指導 医療保険・介護保険	主治医の指示を受け、在宅療養中で通院が困難な方へ、定期的に訪問し療養上必要な食生活相談・指導を行う	主治医・ケアマネジャー等 栃木県栄養士会 栄養ケアステーション TEL 028-634-3438

県西健康福祉センターの 栄養相談	難病や精神性疾患を抱える患者及び家族へ病態に応じた食生活相談・指導を行う(来所・訪問)	県西健康福祉センター健康対策課 栄養難病(予約制) TEL 0289-62-6225
---------------------	---	--

○病院等の退院支援・医療相談部門(医療ソーシャルワーカー、退院支援看護師 等)

病院内にある、入退院支援や医療相談、地域連携などを担う部門です。栃木県では、難病診療連携拠点病院内に難病診療連携コーディネーター、難病診療カウンセラーを配置し様々な相談に応じています。相談内容によって、訪問診療医や訪問看護師、ケアマネジャー、地域の保健師等と連携し、在宅療養等への支援を行っています。

(相談内容の例)

- ・病気療養について(受診や入院に関する相談、治療や看護、介護の不安がある 等)
- ・通院先や在宅サービスについて(入院や転院先を紹介してほしい、利用出来る施設が知りたい、在宅療養への不安がある、在宅福祉サービスについて知りたい 等)
- ・経済的な問題について(医療費などの各種制度を知りたい、年金や手当などの相談をしたい 等)

<相談窓口>

かかりつけ医療機関の医療相談部門

難病診療連携拠点病院の難病診療連携コーディネーター、難病診療カウンセラー

<難病診療連携拠点病院の名称、所在地>

医療機関名	住所	担当部署	TEL
獨協医科大学病院	壬生町北小林 880	地域連携・患者サポートセンター	0282-87-2051
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺 3311-1	患者サポートセンター	0285-58-7459
国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口 537-3	医療相談室	0287-37-2221

○ケアマネジャー(介護支援専門員) **介護保険**

介護に関する専門職で、要介護認定の申請や在宅療養を始める時のサポート役です。支援が必要な患者や家族からの相談を受け、心身状況に応じて最適な介護サービスが受けられるよう総合的なコーディネートやマネジメントを行います。訪問診療医や訪問看護師等とチームを組んで支援します。

<ケアマネジャーの役割>

- | | | |
|----------------------|------------------|-------------------------|
| ◆ 利用者との面談 | ◆ ケアプラン作成 | ◆ 介護サービスを提供する施設や事業所との調整 |
| ◆ サービス担当者会議の開催 | ◆ 行政や医療機関、地域との連携 | |
| ◆ 支援体制の評価(モニタリング)の実施 | ◆ など | |

<相談窓口>居宅支援事業所(事業所一覧は、鹿沼市ホームページに掲載されています)

高齢者支援センター、鹿沼市介護保険課(P8参照)

<介護保険申請の流れ> P8参照



○相談支援専門員 **障害福祉サービス**

障がいのある方たちが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、全般的な相談支援を行います。訪問診療医や訪問看護師等とチームを組んで支援します。

＜相談支援専門員の役割＞

- ◆ 利用者との面談 ◆ サービス等利用計画の作成 ◆ サービス担当者会議の開催
- ◆ 障害福祉サービスを提供する施設や事業所との調整 ◆ 地域生活への移行・定着支援
- ◆ 行政や医療機関、地域との連携 ◆ 支援体制の評価(モニタリング)の実施 など

＜相談窓口＞

鹿沼市障がい福祉課、鹿沼市障がい者相談支援センターPLOW(プラウ) (P 1 1 参照)

指定特定相談支援事業所(事業所一覧は、鹿沼市「障がい福祉の手引き」に掲載されています)

＜障害福祉サービス申請の流れ＞ P 1 1 参照

支援者向け 在宅医療・介護連携相談窓口



在宅療養を支える医療や介護関係者をつなぐ相談窓口です。医療や介護等サービス事業者からの在宅医療サービスに関する相談に対して、必要な情報提供や支援、調整を行います。また、高齢者支援センターとも連携し、専門機関同士の連携体制をつくります。

訪問診療をしてくれる医師や歯科医師を教えてください、訪問看護ステーションと連携するにはどうしたらよいか、退院後の生活が心配、どこに相談したらよいかなど、支援者からの相談に対応します。

対象	相談内容
地域の医療・介護関係者、高齢者支援センターなど ※市民からの相談は地区担当の高齢者支援センター(P8参照)が対応します。	① 患者・利用者又は家族の要望をふまえた、地域の医療機関や介護事業所等の紹介 ② 必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整

＜相談窓口＞ 鹿沼市 高齢福祉課 TEL0289-63-2175(月～金 8:30～17:15)

(2) リハビリテーションについて

障がいや病気の進行などにより身体能力や活動性が低下し、日常生活動作に問題が生じることがあります。関係する専門職が、身体能力や障がいの変化に合わせたリハビリテーションを行い、現在の身体能力を評価しながら生活環境を整え、日常生活動作の維持、改善ができるよう支援します。

＜リハビリテーション専門職の役割＞

- 理学療法士(PT)：座る、立つ、歩く、起き上がりなど基本的な動作の指導、呼吸訓練や排痰訓練、杖や車椅子などの補装具や福祉用具の助言
- 作業療法士(OT)：食事やトイレなど生活に必要な身の回りの動作や家族への介助指導、家事や外出などの訓練や社会参加活動等の助言
- 言語聴覚士(ST)：ことばによるコミュニケーションの問題への指導、助言、摂食嚥下訓練、補聴器や人工内耳の調整

○医療機関での通院リハビリテーション 医療保険

- <内 容> 医師の指示を受け医療機関の外来でリハビリテーションを行います。
- <対象者> 医師が通院でのリハビリテーションを必要と認めた方
(各医療機関へお問い合わせください)
- <相談窓口> 主治医、担当看護師、医療ソーシャルワーカー、医療機関のリハビリテーション職

○介護保険サービスでの通所リハビリテーション 介護保険

- <内 容> 介護老人保健施設などの施設へ通い、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。
また、入浴や食事の提供、レクリエーションなども行います。
- <対象者> 介護保険で要介護や要支援の認定を受けている方
- <相談窓口> 担当ケアマネジャー

○訪問リハビリテーション 医療保険・介護保険

- <内 容> 医師の指示を受け、自宅でリハビリテーションを行い、身体機能の維持及び生活場面に即した住環境整備や福祉用具の適切な活用の助言、介護者への適切な介護方法の提案や支援を行います。
- <対象者> 何らかの原因で通院や通所が困難な場合、退院直後など家屋内での日常生活の確立が必要な場合等、訪問リハビリテーションが必要と判断された方

方法	内容	相談窓口	保険種別
訪問看護ステーションの訪問リハビリテーション	訪問看護ステーションに在籍している PT や OT、ST が定期的に自宅に訪問しリハビリテーションを行う	訪問看護ステーション ケアマネジャー	医療保険 介護保険
医療機関の訪問リハビリテーション	医療機関に在籍している PT や OT、ST が定期的に自宅に訪問しリハビリテーションを行う	主治医 ケアマネジャー	医療保険 介護保険
(介護予防)訪問リハビリテーション	PT や OT などが自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う	ケアマネジャー 高齢者支援センター (P8 参照)	介護保険

※リハビリの利用方法や流れについては各支援機関にお問い合わせ下さい。

○県西健康福祉センター 訪問リハビリ事業

- <内 容> 県西健康福祉センターで支援している在宅難病患者で身体状況の評価や療養指導が必要な方に対し、理学療法士や言語聴覚士が保健師と訪問しリハビリテーションを行います。
(不定期)
- <相談窓口> 県西健康福祉センター TEL 0289-62-6225





支援者向け 住宅改修・福祉用具相談

<窓口> 栃木県障害者総合相談所 TEL028-623-7010

(月～金 8:30～17:15)

<内容>福祉用具や住宅改修、リハビリ、その他の生活上の専門的助言を希望する障がい者や関係機関に対し、PT や OT、ST が電話や来所、訪問により助言等の支援を行います。体に合う車いすを検討したい、意思伝達装置の導入のタイミングや機器、スイッチの選定の相談をしたい等の相談に対応します。希望時は上記まで御連絡ください。



コミュニケーションの支援

障がいや病気の進行などにより、ことばでのコミュニケーションに支障をきたすことがあります。自分の意思を伝えたり、感情や考えを共有することはQOL(生活の質)に大きく影響するため、コミュニケーションの確保が重要です。会話が出来ない、発音がはっきりしない(構音障害)などの状態の方のコミュニケーションに関する支援について御紹介します。

○拡大代替コミュニケーション(AAC)

音声でのコミュニケーションが困難な人のコミュニケーションを援助、促進、代替するあらゆるアプローチのことで、指差しや筆談、スマホ、意思伝達装置など専用機器の利用を含みます。

(代替コミュニケーションツールの例)

ツール	特徴	参考
文字盤 透明文字盤	手軽で安価、持ち運び可、電源不要のため災害時等は使用しやすい。使い慣れるために本人、家族、支援者間での練習が必要となる。	「ICT 救助隊 透明文字盤」、「日本 ALS 協会 新潟県支部」で検索すると使い方やサンプルがある。
意思伝達装置	スイッチ1つで文字入力やパソコン操作が可能。伝の心、話想、OriHime、ペチャラ など 身体状況や障がいの程度に合わせて支援者が評価を行い、機器の変更や組み合わせで使用するなど、適宜対応していく事が必要となる。	重度障害者用意思伝達装置で公的支援の補助対象となるものがある(※) 「東京都障害者 IT 地域支援センター」で検索すると、様々な意思伝達装置やスイッチなどの概要が記載されている。

※意思伝達装置等の購入に活用できる制度

(1)補装具制度 P12参照

<対象>重度の両上下肢および音声言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。難病患者については、音声言語機能障害及び神経筋疾患である者。

(2)日常生活用具の給付・貸与(意思伝達装置) P13参照

<対象>言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経系疾患者であって、コミュニケーションの手段として必要があると認められる者。



(3) 医療的ケアが必要な方を対象とした制度

レスパイト入院

＜内容＞ 介護者が休養したいとき、病気等で介護ができないときなどに、患者さんが一時的に医療機関に入院し、必要と認められた身体機能検査やリハビリテーション等を行います。

鹿沼市内では、上都賀総合病院と御殿山病院で難病患者さんのレスパイト入院の受入れ実績があります。

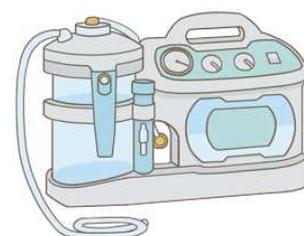
＜対象＞ 医療処置がある等の理由により、介護保険や障がい福祉サービスによる各種通所、短期入所の利用が難しい方 ※入院先の医療機関への事前相談、紹介状等が必要です。

＜窓口＞ 入院先の医療機関の担当者又は県西健康福祉センター

機器等の購入に活用できる制度

○日常生活用具等給付事業 (P 13 参照)

＜窓口＞ 鹿沼市障がい福祉課 TEL 0289-63-2127



難病患者在宅介護支援事業(一時入院支援事業)

＜内容＞ 介護者が休養したいとき、病気で介護ができないときなどに、患者さんが一時的に医療機関に入院できるよう支援します。原則、1回あたり7日間以内、年間28日間(気管切開のみの方は14日間)の利用まで、医療機関に費用を助成します。

＜対象＞ 特定医療費(指定難病)受給者で人工呼吸器の装着もしくは気管切開を行っている方

＜窓口＞ 県西健康福祉センター TEL 0289-62-6225

難病患者在宅介護支援事業(介助人派遣事業)

＜内容＞ 介護者が休養したいとき、病気で介護できないときなどに、1月当たり10時間まで家政婦等の介護サービスを県の費用で利用できます。

＜対象＞ 特定医療費(指定難病)受給者で人工呼吸器の装着もしくは気管切開を行っている方

＜窓口＞ 県西健康福祉センター TEL 0289-62-6225

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

＜内容＞ 診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を県の費用で利用できます。

＜対象＞ 人工呼吸器を装着している特定医療費(指定難病)受給者で医師に訪問看護を必要と認められた方

＜窓口＞ 県西健康福祉センター TEL 0289-62-6225



4 災害時・緊急時の備え

(1) 災害時の備え

自宅周辺の災害リスクを知りましょう

★自宅周辺の浸水・土砂災害が発生する危険な場所や、避難場所や避難所までの経路の危険な場所をハザードマップ※で確認しましょう。

※鹿沼市の避難情報や洪水浸水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップは、全世帯に配布されている「防災マップ&マニュアル」又は、鹿沼市ホームページの「防災対策」から確認することができます。
(URL <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0038/genre1-0-001.html>)

【問合せ先】鹿沼市 危機管理課 TEL0289-63-2158

在宅酸素や人工呼吸器などの医療機器を使用している方

★医療機器の定期点検と、バッテリー等の状態を確認しておきましょう。(停電など災害時の備えについて、主治医や訪問看護師、医療機器業者等に相談しておきましょう。)

適切な避難で命を守るために、避難開始の目安を知りましょう

★警戒レベル情報の入手先: 防災情報伝達システム※、鹿沼市災害情報メール※、緊急速報メール、防災アプリ、テレビ、ラジオ

※スマートフォン、フィーチャー・フォン(ガラケー)から防災情報システムや鹿沼市災害情報メールを取得できます。右のQRコードから登録しましょう。

スマートフォン (新システム)		フィーチャー・フォン(ガラケー)等 (災害情報メール)
iPhoneの場合 (App Store)	アンドロイド Androidの場合 (Google Play)	以下のQRコードにアクセスするか、アドレスを宛先欄に入力し、kanuma@entry.mail-dpt.jpへ空メールを送信してください。
		 ※迷惑メール設定の解除または指定URLが受信できる設定を行ってください。

★危険な場所にいる場合、避難に時間がかかる方は警戒レベル3で避難、警戒レベル4で全員避難が必要です。災害が多発している場合には119番通報がつながりにくくなるため、危険な状態になる前に安全な場所へ移動してください。

★安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。豪雨時の車の移動は水没等の危険があることに注意しましょう。

★避難所が過密な状態になる場合もあるため、安全な場所(親戚や知人宅等)への避難も検討してください。

警戒レベル	取るべき行動	避難情報等
レベル1	災害への心構えを高める ・最新の気象情報を確認 ・非常持出品の点検 など	早期注意情報 (気象庁が発表)
レベル2	避難行動を確認 ・避難所や避難経路を確認 ・ハザードマップで危険箇所を確認	大雨・洪水 注意報等 (気象庁が発表)
レベル3 危険な場所から 高齢者等は 避難開始!	危険な場所にいる場合 避難に時間を要する方※は 避難を開始! ※高齢の方、障がいのある方、乳幼児等とその支援者	避難準備・ 高齢者等 避難開始 (市町が発令)
レベル4 危険な場所から 全員 避難!	危険な場所にいる場合 全員速やかに 避難!!	避難勧告 避難指示 (市町が発令)
レベル4で危険な場所から全員避難完了!		
レベル5 すでに災害が発生 している状況	命を守る最善の行動 家の2階など少しでも 安全な場所へ避難	災害発生情報 (市町が発令)



避難に支援が必要な方～避難行動要支援者名簿に登録を～

★災害から身を守るには、日頃から地域の人々が相互に助け合える関係が必要です。

★鹿沼市では、災害時に自力では避難できない方を「避難行動要支援者」として登録し、緊急時の安全確保や安否確認が行えるよう、避難支援個別プランを作成しています。

★登録を希望する方は、自治会又は民生委員に御相談ください。

【問合せ先】 鹿沼市厚生課地域福祉係 TEL0289-63-2257



避難の際に持ち出す物を準備しましょう

★リュックなどにまとめ、いつでも持ち出せるように準備しておきましょう。

- | | | | |
|---|---------------------------------------|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 服用している薬 | <input type="checkbox"/> お薬手帳※・処方薬一覧表 | <input type="checkbox"/> 救急情報キット(みまもりくん) | |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証 | <input type="checkbox"/> 受給者証 | <input type="checkbox"/> 障害者手帳 | <input type="checkbox"/> 救急セット・常備薬 |
| <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> アルコール消毒薬 | <input type="checkbox"/> 体温計 | <input type="checkbox"/> タオル、毛布 |
| <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> 連絡先一覧 | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ | <input type="checkbox"/> カイロ・保冷剤 |
| <input type="checkbox"/> 日常的に使用している衛生用品(義歯、おむつ、メガネ、生理用品、赤ちゃん用品 等) | | | |
| <input type="checkbox"/> 現金(小銭を多めに) | <input type="checkbox"/> 預金通帳、印鑑 | <input type="checkbox"/> 免許証など身分が分かるもの | |
| <input type="checkbox"/> 非常食(缶詰、乾パン等)(7日以上を用意) | | <input type="checkbox"/> 飲料水(1人1日3リットルが目安) | |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 携帯電話 | <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器 |
| <input type="checkbox"/> 電池 | <input type="checkbox"/> 衣類(防寒着、下着等) | <input type="checkbox"/> 携帯トイレ | <input type="checkbox"/> 手袋、ゴミ袋 |
| <input type="checkbox"/> 筆記用具 | <input type="checkbox"/> メモ帳 | | |

※お薬手帳には、アレルギーの有無やかかりつけの病院、支援者の連絡先などを記入しておきましょう。

【在宅酸素を使用している方】

- | | |
|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予備の酸素ボンベ(持続時間も確認) | <input type="checkbox"/> 移動用キャリアー |
| <input type="checkbox"/> 予備のチューブ、衛生セット | |

普段から以下について確認しておきましょう。

- 酸素濃縮器に内部バッテリーが内蔵されているか(酸素業者に確認)
- 携帯用酸素ボンベに切り替える練習をする
- 酸素濃縮器や酸素ボンベの転倒防止を行う

※火気厳禁なので、使用方法や保管場所に注意してください。



(2) 緊急時の備え

○緊急通報システム

高齢者のみの世帯やひとり暮らしの障害者や高齢者が、急病や災害時等の緊急時に迅速に連絡をとることができる機器を設置します。24時間体制で対応し、通報があった場合は看護師等が常駐している受信センターから状況確認を行います。申請方法については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

対象者	相談窓口
①②全てにあてはまり病気などにより日常生活に不安のある方 ①65歳以上②ひとり暮らしや高齢者のみの世帯	鹿沼市役所 高齢福祉課 ①9番 TEL 0289-63-2288
身体障がいの方のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する身体障がいの方で設置が必要と見込まれる方	鹿沼市役所 障がい福祉課 ①7番 TEL 0289-63-2127

○救急医療情報キット「みまもりくん」

高齢者のひとり暮らし世帯等の急病などの緊急時において、迅速かつ適切な救急活動に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を給付します。緊急時に救急隊員が確認できるよう、かかりつけ医療機関や緊急連絡先などを記載した「救急情報シート」を保管容器に入れて冷蔵庫に保管し利用します。

申請方法については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。



対象者	相談窓口
健康に不安のある高齢者や重度心身障がい者のうち、以下の①②③のいずれかに当てはまる方 ①ひとり暮らし ②日中独居となる ③高齢者や重度心身障がい者*のみの世帯 ※重度心身障がい者：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を有する方	鹿沼市役所 高齢福祉課 ①9番 TEL 0289-63-2288
上記①②③のうち、65歳未満の方	鹿沼市役所 障がい福祉課 ①7番 TEL 0289-63-2127

○ヘルプマーク

外見から分かりにくい障がいや疾患があり、配慮や支援を必要としていることを周囲に知らせるためのマークです。普段使うかばん等に取り付けて使うことができます。

<配布窓口>

県西健康福祉センター
鹿沼市障がい福祉課
各コミュニティセンター



○ヘルプカード

災害時や緊急時など、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。通院先、緊急連絡先、お願いしたいことなどを記載することができます。

<配布窓口>

鹿沼市障がい福祉課
各コミュニティセンター



5 就労支援

<難病患者就職サポーター>

難病に関する知識をもつハローワークの専門スタッフ(難病患者就職サポーター)が難病相談支援センター等と連携しながら、就職を希望する難病を持つ方の就労に関する相談や難病のある社員の雇用管理に関する相談を行っています。

施設名称	住所	連絡先	
ハローワーク宇都宮 専門援助部門	宇都宮市明保野町 1-4	TEL 028-638-0369(45#) FAX 028-638-0376	8:30~17:15(土日祝日・ 年末年始を除く) ☆事前予約制

<ハローワーク>

障がい者のための職業相談員が就労に関する相談や職業紹介を行っています。

施設名称	住所	連絡先	
ハローワーク鹿沼	鹿沼市睦町 287-20	TEL 0289-62-5125 FAX 0289-63-2482	8:30~17:15(土日祝日・ 年末年始を除く)

<とちぎ難病相談支援センター 就労出張相談会>

就職を希望する難病の方に対して、症状の特性などを踏まえて、難病患者就職サポーターが個別に相談に対応します。

施設名称	住所	連絡先	
とちぎ難病相談支援 センター	宇都宮市駒生町 3337-1	TEL 028-623-6113 FAX 028-623-6100	第4月曜日 午後1時~4時 ☆事前予約制

<障害者就業・生活支援センター>

障がい者の就業に関する相談を受け、様々な機関と連絡を取りながら職業生活における自立の支援をします。

施設名称	住所	連絡先	
県西圏域障害者就業・生活 支援センター「フィールド」	鹿沼市武子 1566 希望の家 内	TEL 0289-63-0100 FAX 0289-60-2589	8:30~17:30(土日 祝日を除く)

<栃木障害者職業センター>

障害者職業カウンセラー等を配置し、様々な機関と連携を取りながら、障害の種類・程度に応じた職業相談、職業適性等の評価、就職後や復職後のアフターケア等の相談に応じています。また事業主や障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して支援・サービスを提供しています。

施設名称	住所	連絡先	
栃木障害者職業センター	宇都宮市睦町 3-8	TEL 028-637-3216 FAX 028-637-3190	8:45~17:00(土日祝 日・年末年始を除く)

6 患者会・家族会

とちぎ難病相談支援センター

地域で生活する難病患者さんが安心して療養生活が送れるよう、日常生活に関する相談支援や交流会、就労支援などを行っています。詳しくは、とちぎ難病相談支援センターへお問い合わせください。

窓口：とちぎ難病相談支援センター
宇都宮市駒生町3337-1
TEL 028-623-6113
FAX 028-623-6100

	事業名	内容	開催日
相談事業	一般相談	難病相談支援員(保健師等)への相談	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
	ピア・サポート相談	自身も難病を抱えたピア・サポーターへの相談	10:00～12:00 13:00～16:00
	医療相談	専門医への医療相談 医療ソーシャルワーカーや栄養士への療養相談	☆予約制 実施日時、実施場所、担当医師等は県ホームページ、県西健康福祉センター等で確認できます。
交流会	疾患グループ別交流会	同じような病気をもつ難病療養者同士の交流会	毎月第2火曜日・第4水曜日 10:30～12:00
	患者・家族交流サロン	難病療養者同士での交流の場 (病名の種類は問いません)	奇数月の原則24日 10:00～12:00
難病患者情報の資料提供、就労相談、重度障がい者用意思伝達装置等の福祉機器展示			

患者会・家族会

県内の各患者団体では、医療講演会や医療相談会、交流会等を通じて、会員相互の親睦を図ると同時に、同じ病気を持つ方の心の支えになるよう活動しています。

窓口：各患者団体
各団体の連絡先は、県西健康福祉センター
(TEL 0289-62-6225)へ
お問い合わせください。
「栃木県 難病団体連絡協議会」でも検索
出来ます。

栃木県難病団体連絡協議会加盟の患者団体(10団体)

ベーチェット病友の会栃木県支部	日本 ALS 協会栃木県支部
全国膠原病友の会栃木県支部	栃木県腎臓病患者友の会
栃木県ネフローゼ友の会	栃木肝臓友の会
全国パーキンソン病友の会栃木県支部	日本網膜色素変性症協会 栃木支部
特定非営利活動法人 筋無力症患者会 栃木	栃木県心臓病の子どもを守る会

全国で組織されている患者会は、**難病情報センター** <http://www.nanbyou.or.jp/> を御参照ください。

7 相談窓口

県西健康福祉センター

○面接や電話での相談

療養中の方が安心して療養生活を送れるように、保健師や管理栄養士などの職員が面接や電話で療養生活の相談をお受けいたします。

月～金 8:30～17:15

鹿沼市今宮町1664-1

TEL 0289-62-6225

FAX 0289-64-3059

○訪問相談

保健師等が家庭を訪問し、療養生活の御相談などに応じます。

難病は経過が慢性にわたり経済的な問題や介護の問題を生じることもあり精神的にも負担が大きいものです。おひとりで悩まず、困っていることがありましたら、県西健康福祉センターへ御相談ください。



参考資料

鹿沼市 障がい福祉の手引き(令和2年4月版)

鹿沼市 介護保険ガイド(平成30年度法改正対応版)

鹿沼市 高齢者のための在宅福祉サービス(令和2年度版)

鹿沼市 福祉のお役立ち情報(令和2年度版)

鹿沼市ホームページ 居宅介護(介護予防)支援事業者等一覧 介護サービス事業者一覧
(URL <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0159/info-0000002143-0.html>)

鹿沼市 在宅療養多職種連携ガイドブック(2019年版)

栃木県障害者福祉ガイド(令和2年度版)

栃木県ホームページ 難病対策

(URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/fukushi/iryuu/nanbyou/index.html>)

県西健康福祉センターホームページ

(URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e51/system/desaki/desaki/kensai-index.html>)

東京都医学総合研究所 難病の保健師研修テキスト(平成30年度改訂版)

公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団 訪問看護活用ガイド

この冊子に掲載している内容は、令和2年10月現在の情報に基づくものです。

内容は、制度改正などにより変わっている場合があります。御利用の際は、あらかじめお問合せください。

本冊子の作成にあたって、御協力をいただきました難病患者支援機関の皆様に感謝申し上げます。

獨協医科大学病院 上都賀総合病院 御殿山病院 奥山医院
鹿沼歯科医師会 鹿沼薬剤師会 鹿沼地区介護支援専門員連絡会
訪問看護ステーションひばり ニチイケアセンター鹿沼訪問看護ステーション
訪問看護ステーションるりの里 訪問看護ステーション鹿沼
WADEWADE 訪問看護ステーション鹿沼 高齢者支援センター南
鹿沼市社会福祉協議会 県西圏域障害者就業・生活支援センターフィールド
ハローワーク鹿沼 ハローワーク宇都宮 栃木障害者職業センター
鹿沼市障がい者相談支援センターPLOW 鹿沼市消防本部 鹿沼市高齢福祉課
鹿沼市介護保険課 鹿沼市障がい福祉課 障害者総合相談所
とちぎ難病相談支援センター

発行

栃木県県西健康福祉センター 健康対策課 栄養難病

TEL 0289-62-6225

令和2年12月作成